

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令及び公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令新旧対照条文

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号）（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
第八条（略） （法第七条の二第四項の政令で定める売上額の算定の方法） 第九条 法第七条の二第四項に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算する方法とする。 一 法第七条の二第四項に規定する違反行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼって三年間とする。以下この条及び次条において「違反行為期間」という。）において、当該行為に係る一定の取引分野において引き渡した商品又は提供した役務（当該一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者に引き渡した商品又は提供した役務を除く。次条第一項において同じ。）の対価の額の合計額（次のイからハまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該イからハまでに定める額を控除した額） イ 違反行為期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合 控除した額	第八条（略）

ロ 違反行為期間において商品が返品された場合 返品された商品の対価の額

ハ 商品の引渡し又は役務の提供を行う者が引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によつて明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。）があつた場合 違反行為期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に依りて異なる割合又は額によつて算定すべき場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）

二 違反行為期間において法第七条の二第四項に規定する違反行為に係る一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者に引き渡した当該商品又は提供した当該役務（当該他の事業者が当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。次条第二項において同じ。）の対価の額の合計額（前号イからハまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれ同号イからハまでに定める額を控除した額）

第十条 法第七条の二第四項に規定する違反行為に係る一定の取引分野において引き渡す商品又は提供する役務（当該一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者に引き渡す商品又は提供する役務を除く。）の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められる場合において、違

反行為期間において当該一定の取引分野において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の合計額と違反行為期間において当該一定の取引分野において締結した契約（当該一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者と締結した商品の販売又は役務の提供に係る契約を除く。以下この項において同じ。）により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情がある」と認められるときは、前条第一号に掲げる額に代えて、違反行為期間において当該一定の取引分野において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額（同号ハに掲げる場合に該当するときは、同号ハに定める額を控除した額）を用いる。

2

法第七条の二第四項に規定する違反行為に係る一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者に引き渡す当該商品又は提供する当該役務（当該他の事業者が当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。）の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められる場合において、違反行為期間において当該他の事業者に引き渡した当該商品又は提供した当該役務の対価の額の合計額と違反行為期間において当該他の事業者と締結した契約（当該他の事業者が当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品の販売又は役務の提供に係る契約を含む。以下この項において同じ。）により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認め

られるときは、前条第二号に掲げる額に代えて、違反行為期間において当該他の事業者と締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額（同条第一号ハに掲げる場合に該当するときは、同号ハに定める額を控除した額）を用いる。

（法第七条の二第五項第五号の政令で定める事業者の範囲）

第十一条 法第七条の二第五項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

（法第七条の二第五項第六号の政令で定める組合の規模）

第十二条 法第七条の二第五項第六号に規定する協業組合その他の特別の法律により協同して事業を行うことを主たる目的として設立された組合（組合の連合会を含む。以下この条において同じ。）については、当該組合の出資の総額及び当該組合の直接若しくは間接の構成員の資本金の額若しくは出資の総額の合計額が、同項第一号から第五号までに定める業種ごとに、当該各号に定める資本金の額若しくは出資の総額以下である場合、又は当該組合が常時使用する従業員の数及び当該組合の直接若しくは間接の構成員が常時使用する従業員の数の合計数が、同項第一号から第五号までに定める業種ごとに、当該各号に定める従業員の数以下である場合には、当該各号に定める規模に相当するものとする。

（法第七条の二第四項第五号の政令で定める事業者の範囲）

第九条 法第七条の二第四項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

（法第七条の二第四項第六号の政令で定める組合の規模）

第十条 法第七条の二第四項第六号に規定する協業組合その他の特別の法律により協同して事業を行うことを主たる目的として設立された組合（組合の連合会を含む。以下この条において同じ。）については、当該組合の出資の総額及び当該組合の直接若しくは間接の構成員の資本金の額若しくは出資の総額の合計額が、同項第一号から第五号までに定める業種ごとに、当該各号に定める資本金の額若しくは出資の総額以下である場合、又は当該組合が常時使用する従業員の数及び当該組合の直接若しくは間接の構成員が常時使用する従業員の数の合計数が、同項第一号から第五号までに定める業種ごとに、当該各号に定める従業員の数以下である場合には、当該各号に定める規模に相当するものとする。

（法第七条の二第二十四項の場合における同条第十項から第十二項までの規定の適用）

第十三条 法第七条の二第十項から第十二項までの規定のいずれかに該当する事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該消滅した法人が行った同条第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号の規定による報告及び資料の提出（以下この条及び次条において「減免申請」という。）は、法第七条の二第二十四項の規定により合併後存続し、又は合併により設立された法人がしたとみなされる違反行為に係る課徴金について、当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が行った減免申請とみなして、同条第十項から第十二項までの規定を適用する。

2 法第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、同条第十項から第十二項までの規定のいずれかに該当し、かつ、合併後存続する法人が行った減免申請の効力は、同条第二十四項の規定により当該存続する法人がしたとみなされる違反行為に係る課徴金には、及ばない。

（法第七条の二第二十五項の場合における同条第十項から第十二項までの規定の適用）

第十四条 法第七条の二第十項から第十二項までの規定のい

（法第七条の二第十九項の場合における同条第七項から第九項までの規定の適用）

第十一条 法第七条の二第七項から第九項までの規定のいずれかに該当する事業者が会社である場合において、当該会社が合併により消滅したときは、当該消滅した会社が行った同条第七項第一号、第八項第一号若しくは第二号又は第九項第一号の規定による報告及び資料の提出は、同条第十九項の規定により合併後存続し、又は合併により設立された会社がしたとみなされる違反行為に係る課徴金について、当該合併後存続し、又は合併により設立された会社が行った報告及び資料の提出とみなして、同条第七項から第九項までの規定を適用する。

2 法第七条の二第一項又は第二項に規定する違反行為をした事業者が会社である場合において、当該会社が合併により消滅したときは、同条第七項から第九項までの規定のいずれかに該当し、かつ、合併後存続する会社が行った同条第七項第一号、第八項第一号若しくは第二号又は第九項第一号の規定による報告及び資料の提出の効力は、同条第十九項の規定により当該存続する会社がしたとみなされる違反行為に係る課徴金には、及ばない。

れかに該当する事業者が法人である場合において、当該法人が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一若しくは二以上の子会社等（同条第十三項第一号に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社に限る。）が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一若しくは二以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該消滅した法人が行った減免申請は、法第七条の二十五項の規定により当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等がしたとみなされる違反行為に係る課徴金について、当該法人から当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等が行った減免申請とみなして、同条第十項から第十二項までの規定を適用する⁹。

2 法第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一若しくは二以上の子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社に限る。）が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一若しくは二以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、同

条第十項から第十二項までの規定のいずれかに該当する当該子会社等が当該法人の消滅前に行つた減免申請の効力は、同条第二十五項の規定により当該子会社等がしたとみなされる違反行為に係る課徴金には、及ばない。

(法第九条第四項の政令で定める金額)

第十五条 法第九条第四項の政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

- 一 法第九条第四項第一号に掲げる会社 六千億円
- 二 法第九条第四項第二号に掲げる会社 八兆円
- 三 法第九条第四項第三号に掲げる会社 二兆円

(法第十条第二項の政令で定める金額等)

第十六条 法第十条第二項の二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、二百億円とする。

2 法第十条第二項の五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、五十億円とする。

3 法第十条第二項の政令で定める数値は、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定めるとおりとする。

- 一 議決権保有割合(株式取得会社(法第十条第二項に規定する株式取得会社をいう。以下この号において同じ。)が株式発行会社(同項に規定する株式発行会社をいう。以下この号において同じ。))の株式の取得をしようとする場合

第十二条 削除

(法第九条第五項の政令で定める金額)

第十三条 法第九条第五項の政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

- 一 法第九条第五項第一号に掲げる会社 六千億円
- 二 法第九条第五項第二号に掲げる会社 八兆円
- 三 法第九条第五項第三号に掲げる会社 二兆円

(法第十条第二項及び第四項の政令で定める金額等)

第十四条 法第十条第二項の二十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、二十億円とする。

2 法第十条第二項の百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、百億円とする。

3 法第十条第二項の十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、十億円とする。

(金銭又は有価証券の信託に係る株式について、自己が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができ
る場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うこと
ができる場合において、受託者に株式発行会社の株式の取
得をさせようとする場合を含む。)において、当該株式取
得会社が当該取得の後において所有することとなる当該株
式発行会社の株式に係る議決権の数と、当該株式取得会社
の属する企業結合集団(同項に規定する企業結合集団をい
う。)に属する当該株式取得会社以外の会社等(同項に規
定する会社等をいう。)が所有する当該株式発行会社の株
式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の当該株式発
行会社の総株主の議決権(法第七条の二十三項第一号に
規定する総株主の議決権をいう。)の数に占める割合をい
う。次号において同じ。)が、百分の二十以下の値から増
加して、百分の二十を超えることとなり、かつ、百分の五
十を超えることとならない場合 百分の二十
二 議決権保有割合が、百分の五十以下の値から増加して、
百分の五十を超えることとなる場合 百分の五十

4 法第十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む
。)の政令で定める数値は、次の各号に掲げる場合に応じて
当該各号に定めるとおりとする。
一 株式発行会社(法第十条第四項において準用する場合に
あつては、同項に規定する外国会社)の総株主の議決権に
占める株式所有会社の当該取得し、又は所有する株式に係
る議決権の割合(次号及び第三号において「議決権保有割

第十七条 (略)

(法第十五条第二項の政令で定める金額)

第十八条 法第十五条第二項の二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、二百億円とする。

2 法第十五条第二項の五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、五十億円とする。

(法第十五条の二第二項及び第三項の政令で定める金額)

第十九条 法第十五条の二第二項第一号及び第二号の二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、二百億円とする。

2 法第十五条の二第二項第一号及び第三号の五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、五十億円とする。

合」という。)が、百分の十以下の値から増加して、百分の十を超えることとなり、かつ、百分の二十五を超えることとならない場合 百分の十

二 議決権保有割合が、百分の二十五以下の値から増加して、百分の二十五を超えることとなり、かつ、百分の五十を超えることとならない場合 百分の二十五

三 議決権保有割合が、百分の五十以下の値から増加して、百分の五十を超えることとなる場合 百分の五十
5 法第十条第四項の政令で定める金額は、十億円とする。

第十五条 (略)

(法第十五条第二項の政令で定める金額)

第十六条 法第十五条第二項(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)の百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、百億円とする。

2 法第十五条第二項の十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、十億円とする。

3	法第十五条の二第二項第二号及び第四号の三十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、三十億円とする。
4	法第十五条の二第二項第三号及び第四号の百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、百億円とする。
5	法第十五条の二第三項第一号、第二号及び第四号の二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、二百億円とする。
6	法第十五条の二第三項第一号から第三号までの五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、五十億円とする。
7	法第十五条の二第三項第三号の百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、百億円とする。
8	法第十五条の二第三項第四号の三十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、三十億円とする。
(法第十五条の三第二項の政令で定める金額)	
第二十條	法第十五条の三第二項の二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、二百億円とする。
2	法第十五条の三第二項の五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、五十億円とする。

第十七條 (法第十五条の二第二項及び第三項の政令で定める金額)
 法第十五条の二第二項第一号から第四号まで (同条)

(法第十六条第二項の政令で定める金額) 第二十一条 法第十六条第二項の二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、二百億円とする。 2 法第十六条第二項第一号及び第二号の三十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、三十億円とする。	(法第二十条の二の政令で定める売上額の算定の方法) 第二十二条 法第十九条の規定に違反する行為(法第二条第九
第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、百億円とする。 2 法第十五条の二第二項第一号から第四号まで(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、十億円とする。 3 法第十五条の二第三項第一号から第四号まで(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、百億円とする。 4 法第十五条の二第三項第一号から第四号まで(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、十億円とする。	(法第十六条第二項の政令で定める金額) 第十八条 法第十六条第二項の百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、百億円とする。 2 法第十六条第二項第一号(同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)の政令で定める金額は、十億円とする。 3 法第十六条第二項第二号(同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)の政令で定める金額は、十億円とする。

項第一号イに該当するものに限る。次条第一項において同じ。
」に係る法第二十条の二に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、次条第一項及び第二項に定めるものを除き、事業者が当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼって三年間とする。以下この項及び同条第一項において「違反行為期間」という。）において、当該行為において当該事業者（同条第一項において「違反事業者」という。）がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者に引き渡した法第二条第九項第一号イに規定する商品と同一の商品又は提供した同号イに規定する役務と同一の役務の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を控除するものとする。

一 違反行為期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合 控除した額

二 違反行為期間において商品が返品された場合 返品された商品の対価の額

三 商品の引渡し又は役務の提供を行う者が引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によつて明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。）があつた場合 違反行為期間におけるその実績について

当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定すべき場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）

法第十九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第一号ロに該当するものに限る。以下この項において同じ。）に係る法第二十条の二に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、次に掲げる額を合算する方法とする。

一 法第十九条の規定に違反する行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする）

以下この項及び次条第三項から第五項までにおいて「違反行為期間」という。）において法第二条第九項第一号ロに規定する他の事業者（以下この項及び次条第三項から第五項までにおいて「拒絶事業者」という。）に引き渡した同号ロに規定する商品と同一の商品又は提供した同号ロに規定する役務と同一の役務（当該拒絶事業者が当該同一の商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。次条第三項において同じ。）の対価の額の合計額（次のイからハまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該イからハまでに定める額を控除した額）

イ 違反行為期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合 控除した額

ロ 違反行為期間において商品が返品された場合 返品さ

れた商品の対価の額

ハ 商品の引渡し又は役務の提供を行う者が引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によつて明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。）があつた場合 違反行為期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定すべき場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）

二 違反行為期間において拒絶事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者に法第十九条の規定に違反する行為をした事業者（次号並びに次条第四項及び第五項において「違反事業者」という。）が引き渡した法第二条第九項第一号ロに規定する商品と同一の商品又は提供した同号ロに規定する役務と同一の役務の対価の額の合計額（前号イからハまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれ同号イからハまでに定める額を控除した額）

三 違反行為期間において拒絶事業者が違反事業者に引き渡した法第二条第九項第一号ロに規定する商品と同一の商品又は提供した同号ロに規定する役務と同一の役務の対価の額の合計額（第一号イからハまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれ同号イからハまでに定める額を控除した額）

第二十三条 法第十九条の規定に違反する行為において違反事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者に引き渡す法第二条第九項第一号イに規定する商品と同一の商品又は提供する同号イに規定する役務と同一の役務の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められる場合において、違反行為期間において当該行為において違反事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し若しくは内容を制限した事業者の競争者に引き渡した同号イに規定する商品と同一の商品又は提供した同号イに規定する役務と同一の役務の対価の額の合計額と違反行為期間において当該行為において違反事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者と締結した契約により定められた同号イに規定する商品と同一の商品の販売又は同号イに規定する役務と同一の役務の提供の対価の額を合計する方法とする⁹

2| 前条第一項第三号の規定は、前項に規定する方法により売上額を算定する場合に準用する。

3| 拒絶事業者に引き渡す法第二条第九項第一号に規定する商品と同一の商品又は提供する同号口に規定する役務と同一の役務（当該拒絶事業者が当該同一の商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。）の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められる場合において、違反行為期間において拒絶事業者に引き渡した同号口に規定する商品と同一の商品又は提供した同号口に規定する役務と同一の役務の対価の額の合計額と違反行為期間において拒絶事業者と締結した契約（当該拒絶事業者が同号口に規定する商品又は役務と同一の商品又は役務を供給するために必要な商品の販売又は役務の提供に係る契約を含む。以下この項において同じ。）により定められた同号口に規定する商品と同一の商品の販売又は同号口に規定する役務と同一の役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、前条第二項第一号に掲げる額に代えて、違反行為期間において拒絶事業者と締結した契約により定められた法第二条第九項第一号に規定する商品と同一の商品の販売又は同号口に規定する役務と同一の役務の提供の対価の額の合計額（前条第二項第一号ハに掲げる場合に該当するときは、同号ハに定める額を控除した額）を用いる。

4| 拒絶事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者に違反事業者が引き渡す法第二条第九項第一号に規定する

商品と同一の商品又は提供する同号口に規定する役務と同一の役務の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められる場合において、違反行為期間において拒絶事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者に違反事業者が引き渡した同号口に規定する商品と同一の商品又は提供した同号口に規定する役務と同一の役務の対価の額の合計額と違反行為期間において拒絶事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは内容を制限した事業者の競争者と違反事業者が締結した契約により定められた同号口に規定する商品と同一の商品の販売又は同号口に規定する役務と同一の役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、前条第二項第二号に掲げる額に代えて、違反行為期間において拒絶事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者と違反事業者が締結した契約により定められた法第二条第九項第一号口に規定する商品と同一の商品の販売又は同号口に規定する役務と同一の役務の提供の対価の額の合計額（前条第二項第一号ハに掲げる場合に該当するときは、同号ハに定める額を控除した額）を用いる。

5 拒絶事業者が違反事業者に引き渡す法第二条第九項第一号口に規定する商品と同一の商品又は提供する同号口に規定する役務と同一の役務の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められる場合において、違反行為期間において

拒絶事業者が違反事業者に引き渡した同号口に規定する商品と同一の商品又は提供した同号口に規定する役務と同一の役務の対価の額の合計額と違反行為期間において拒絶事業者が違反事業者と締結した契約により定められた同号口に規定する商品と同一の商品の販売又は同号口に規定する役務と同一の役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、前条第二項第三号に掲げる額に代えて、違反行為期間において拒絶事業者が違反事業者と締結した契約により定められた法第二条第九項第一号口に規定する商品と同一の商品の販売又は同号口に規定する役務と同一の役務の提供の対価の額の合計額（前条第二項第一号八に掲げる場合に該当するときは、同号八に定める額を控除した額）を用いる。

（法第二十条の三の政令で定める売上額の算定の方法）

第二十四条 法第二十条の三に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、次条に定めるものを除き、法第十九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第二号に該当するものに限る。次条第一項において同じ。）をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼって三年間とする。以下この条及び次条第一項において「違反行為期間」という。）において、当該行為において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を控

除するものとする。

一 違反行為期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合 控除した額

二 違反行為期間において商品が返品された場合 返品された商品の対価の額

三 商品の引渡し又は役務の提供を行う者が引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によつて明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。）があつた場合 違反行為期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定すべき場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）

第二十五条 法第十九条の規定に違反する行為に係る商品又は役務の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められる場合において、違反行為期間において当該行為において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の合計額と違反行為期間において当該行為において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、法第二十條の三に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、違反行為期間において当該行為において締結した契約によ

り定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額を合計する方法とする。

2 前条第三号の規定は、前項に規定する方法により売上額を算定する場合に準用する。

（法第二十條の四の政令で定める売上額の算定の方法）

第二十六條 法第二十條の四に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、次條に定めるものを除き、法第十九條の規定に違反する行為（法第二條第九項第三号に該当するものに限る。次條第一項において同じ。）をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下この條及び次條第一項において「違反行為期間」という。）において、当該行為において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を控除するものとする。

一 違反行為期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合 控除した額

二 違反行為期間において商品が返品された場合 返品された商品の対価の額

三 商品の引渡し又は役務の提供を行う者が引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によつて明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に

達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。
〔があつた場合〕違反行為期間におけるその実績について
当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定
の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定す
べき場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額に
より算定した額）

第二十七条 法第十九条の規定に違反する行為に係る商品又は
役務の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定め
られる場合において、違反行為期間において当該行為におい
て引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の合計額と違
反行為期間において当該行為において締結した契約により定
められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との
間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、法
第二十条の四に規定する政令で定める売上額の算定の方法は
、違反行為期間において当該行為において締結した契約によ
り定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額を合計す
る方法とする。

2 前条第三号の規定は、前項に規定する方法により売上額を
算定する場合に準用する。

（法第二十条の五の政令で定める売上額の算定の方法）

第二十八条 法第二十条の五に規定する政令で定める売上額の
算定の方法は、次条に定めるものを除き、法第十九条の規定
に違反する行為（法第二条第九項第四号に該当するものに限

る。次条第一項において同じ。）をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼって三年間とする。以下この条及び次条第一項において「違反行為期間」という。）において、当該行為において引き渡した商品の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を控除するものとする⁹。

一 違反行為期間において商品の量目不足、品質不良又は破損その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合 控除した額

二 違反行為期間において商品が返品された場合 返品された商品の対価の額

三 商品の引渡しを行う者が引渡しの実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によつて明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。）があつた場合 違反行為期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定すべき場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）

第二十九条 法第十九条の規定に違反する行為に係る商品の対価がその販売に係る契約の締結の際に定められる場合において、違反行為期間において当該行為において引き渡した商品

の対価の額の合計額と違反行為期間において当該行為において締結した契約により定められた商品の販売の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、法第二十条の五に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、違反行為期間において当該行為において締結した契約により定められた商品の販売の対価の額を合計する方法とする。

2 前条第三号の規定は、前項に規定する方法により売上額を算定する場合に準用する。

（法第二十条の六の政令で定める売上額及び購入額の算定の方法）

第三十条 法第二十条の六に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、次条第一項及び第二項に定めるものを除き、法第二十条の六に規定する違反行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼって三年間とする。以下この条並びに次条第一項及び第三項において「違反行為期間」という。）において、当該行為の相手方に引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を控除するものとする。

一 違反行為期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合 控除した額

二 違反行為期間において商品が返品された場合 返品された商品の対価の額

三 商品の引渡し又は役務の提供を行う者が引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によつて明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。）があつた場合 違反行為期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定すべき場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）

2 法第二十条の六に規定する政令で定める購入額の算定の方法は、次条第三項及び第四項に定めるものを除き、違反行為期間において法第二十条の六に規定する違反行為の相手方から引渡しを受けた商品又は提供を受けた役務の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を控除するものとする。

一 違反行為期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部が控除された場合 控除された額

二 違反行為期間において商品を返品した場合 返品した商品の対価の額

三 商品の引渡し又は役務の提供を行う者から引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を受けるべき旨が書面によ

つて明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを受けない旨を定めるものを除く。）があつた場合、違反行為期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定すべき場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）

第三十一条 法第二十条の六に規定する違反行為の相手方に引き渡す商品又は提供する役務の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められる場合において、違反行為期間において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の合計額と違反行為期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、同条に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、違反行為期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額を合計する方法とする。

2 前条第一項第三号の規定は、前項に規定する方法により売上額を算定する場合に準用する。

3 法第二十条の六に規定する違反行為の相手方から引渡しを受ける商品又は提供を受ける役務の対価がその購入又は提供に係る契約の締結の際に定められる場合において、違反行為期間において引渡しを受けた商品又は提供を受けた役務の対価の額の合計額と違反行為期間において締結した契約により

定められた商品の購入又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、同条に規定する政令で定める購入額の算定の方法は、違反行為期間において締結した契約により定められた商品の購入又は役務の提供の対価の額を合計する方法とする。

4 前条第二項第三号の規定は、前項に規定する方法により購入額を算定する場合に準用する。

(法第七十条の九第三項及び第七十条の十第三項の政令で定める割合)

第三十二条 法第七十条の九第三項及び第七十条の十第三項の政令で定める割合は、年七・二五パーセントとする。ただし、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

第三十三条（略）

(法第七十条の九第三項及び第七十条の十第二項の政令で定める割合)

第十九条 法第七十条の九第三項及び第七十条の十第二項の政令で定める割合は、年七・二五パーセントとする。ただし、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

第二十条（略）

改正案	現行
（経済取引局の所掌事務） 第三条（略） 2 取引部においては、前項第三号に掲げる事務のうち事業活動（独占的状态に係るものを除く。）の調査に関するもの、同項第四号に掲げる事務のうち協議（不当景品類及び不当表示防止法の規定によるものに限る。）及び届出（持株会社の設立に関するもの並びに会社の株式の取得、合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転及び事業又は事業上の固定資産の譲受けに関する計画に係るものを除く。）の受理に係るもの並びに同項第六号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。 （審査局の所掌事務） 第四条 審査局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五（略） 六 合併、共同新設分割、吸収分割又は共同株式移転の無効の訴えに関すること。 七（略） 2（略） （企業結合課の所掌事務） 第十四条 企業結合課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一（略）	（経済取引局の所掌事務） 第三条（略） 2 取引部においては、前項第三号に掲げる事務のうち事業活動（独占的状态に係るものを除く。）の調査に関するもの、同項第四号に掲げる事務のうち協議（不当景品類及び不当表示防止法の規定によるものに限る。）及び届出（持株会社の設立に関するもの並びに会社の合併、共同新設分割、吸収分割及び事業又は事業上の固定資産の譲受けに関する計画に係るものを除く。）の受理に係るもの並びに同項第六号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。 （審査局の所掌事務） 第四条 審査局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五（略） 六 合併、共同新設分割又は吸収分割の無効の訴えに関すること。 七（略） 2（略） （企業結合課の所掌事務） 第十四条 企業結合課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一（略）

二 会社の株式の取得、合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転又は事業若しくは事業上の固定資産の譲受けに関する計画に係る届出の受理及び会社の株式の取得、合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転又は事業若しくは事業上の固定資産の譲受けをしてはならない期間の短縮に関すること。

三 議決権の取得又は保有の認可並びにこれらの取消し及び変更に関すること。

(取引企画課の所掌事務)

第十五条 取引企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 独占禁止政策に係る事業活動の調査に関すること (総務課及び企業取引課の所掌に属するものを除く。)

三 八 (略)

(企業取引課の所掌事務)

第十六条 企業取引課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 独占禁止政策に係る事業活動 (不公正な取引方法 (独占禁止法第二条第九項第五号及び第六号ホに係るものに限る

二 株式に関する報告書の受理に関すること。

三 議決権の取得又は保有の認可並びにこれらの取消し及び変更に関すること。

四 会社の合併、共同新設分割、吸収分割又は事業若しくは事業上の固定資産の譲受けに関する計画に係る届出の受理及び会社の合併、共同新設分割、吸収分割又は事業若しくは事業上の固定資産の譲受けをしてはならない期間の短縮に関すること。

(取引企画課の所掌事務)

第十五条 取引企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 独占禁止政策に係る事業活動の調査に関すること (総務課の所掌に属するものを除く。)

三 八 (略)

(企業取引課の所掌事務)

第十六条 企業取引課は、次に掲げる事務をつかさどる。

<u>（に係るものに限る。）の調査に關すること。</u> <u>二 独占禁止法第二條第九項第六号ホに係る不公正な取引方法の指定に關すること。</u> <u>三 （略）</u> （管理企画課の所掌事務） 第十八條 管理企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五 （略） 六 合併、共同新設分割、吸収分割又は共同株式移転の無効の訴えに關すること。 七 十四 （略） 附 則 （經濟取引局企業結合課の所掌事務の特例） 第三條 經濟取引局企業結合課は、第十四條各号に掲げる事務のほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）附則第十條の規定によりなお従前の例によるものとされた株式の取得又は所有に關する報告書の受理に關する事務をつかさどる。	一 独占禁止法第二條第九項第五号に係る不公正な取引方法の指定に關すること。 二 （略） （管理企画課の所掌事務） 第十八條 管理企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五 （略） 六 合併、共同新設分割又は吸収分割の無効の訴えに關すること。 七 十四 （略） 附 則
--	---